

第2章 みどりと環境

第1項 みどりあふれるまちづくり

1 みどりの保全と創出のために

練馬区では良好な樹林地を保全するために、全国の自治体に先駆けて憩いの森制度を創設しました。これを契機とし昭和52年、「みどりを保護し回復する条例」を制定し、新たなみどりを創出するための施策として公園緑地等の整備、みどりの街並みづくり助成制度等による民有地の緑化といった多様な緑化施策を展開しています。

平成27年3月に策定した「みどりの風吹くまちビジョン」では、みどりの総量だけでなく質にも着目した、みどり施策の新たな考え方をまとめ、取組を推進することとしています。

(1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、昭和52年3月に「みどりを保護し回復する条例」、また、昭和57年には「みどりを保護し回復する計画」を定め、その後もおおむね10年ごとに計画を見直し、みどりのまちづくりを進めてきました。

「みどりを保護し回復する条例」については、制定から約30年を経て練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化してきたことから、区のみどりの実態および将来を見据えた見直しが必要となりました。そのため、「みどりを保護し回復する条例」を廃止し、現状の課題を解決する新しい緑化制度等を盛り込んだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を平成19年12月に新たに制定しました。

その後、保護樹木・保護樹林の適切な維持管理を進めるために、平成26年4月に一部改定しています。

(2) 練馬区みどりの基本計画の改定

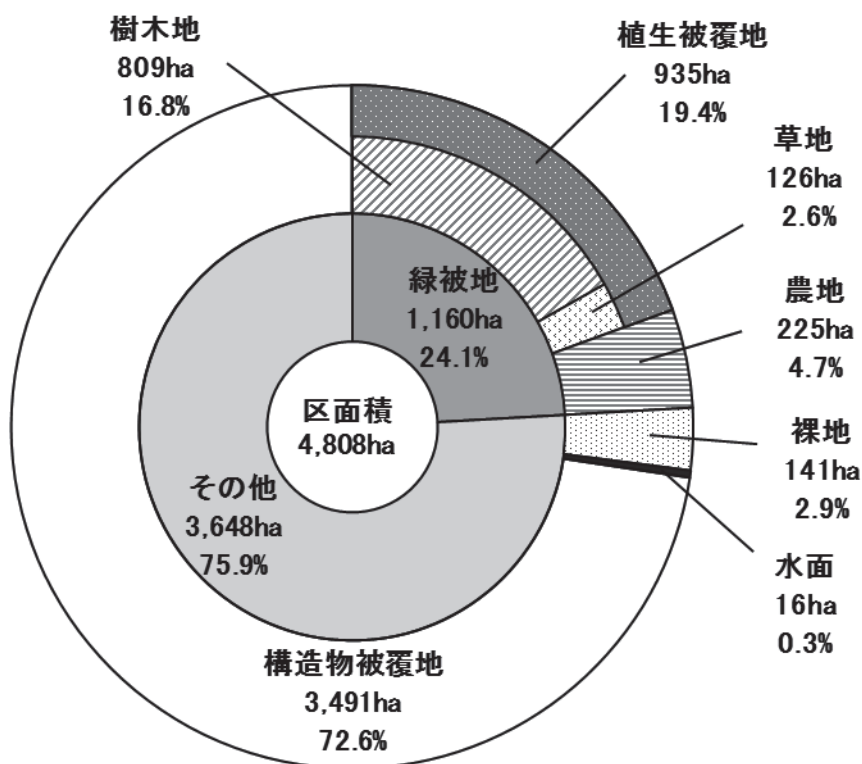
区は、都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を平成10年に策定し、総合的に緑化行政を進めてきました。策定から10年を経た平成21年に、成果や課題を整理し、平成18年に実施したみどりの実態調査や社会動向、関連する法制度の状況を踏まえ、基本計画を改定しました。現在、改定から10年が経過したことから、区民が実感できるみどり豊かなまちづくりの実現に向け、より積極的、効果的な施策を展開するために、基本計画の改定を審議中です。

(3) みどりの実態調査

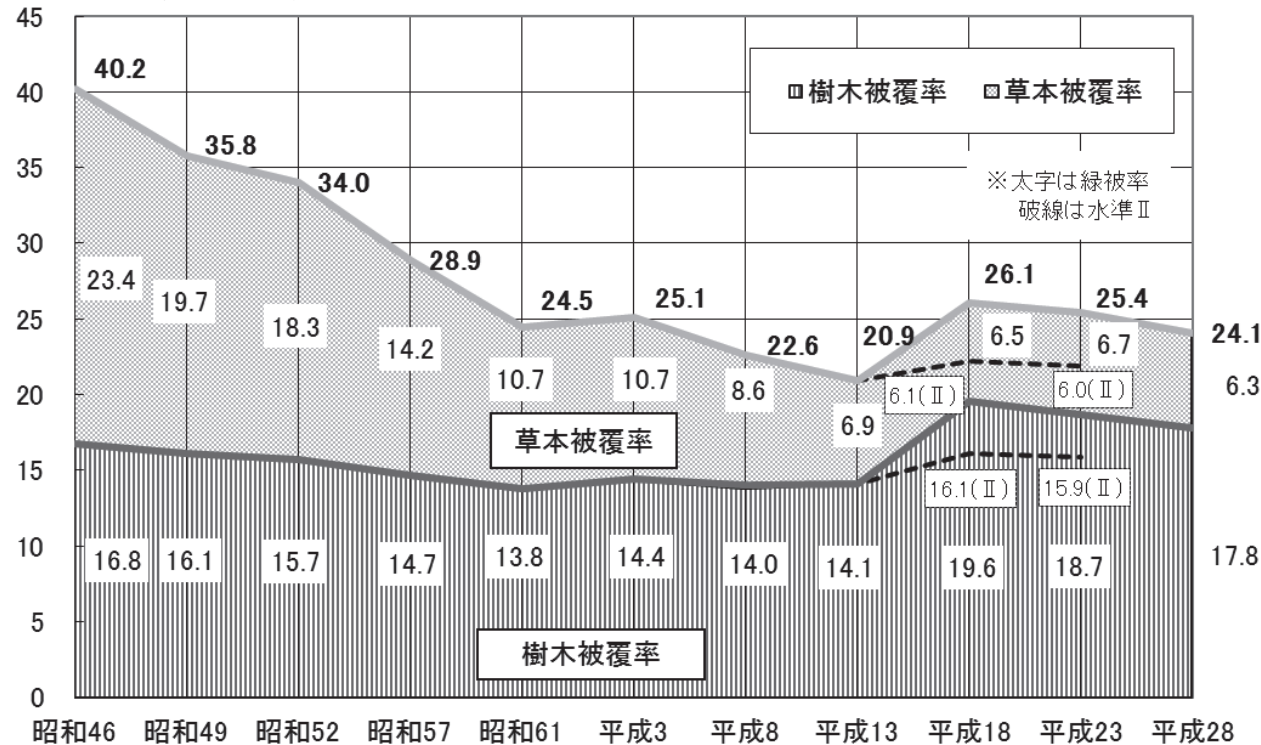
区内のみどりの現況を把握するため、条例に基づき5年ごとにみどりの実態調査を実施しています。

[平成 28 年度調査結果]

■ 緑被等の内訳



■ 緑被率の推移



緑被率の測定単位：
 昭和 46 年～昭和 61 年…抽出規模 100 m²
 平成 3 年～平成 13 年…抽出規模 10 m² (水準Ⅱ)
 平成 18 年～ …抽出規模 1 m² (水準Ⅰ)

2 みどりを愛しはぐくむ心を育てる取組

区は、区民の練馬のみどりを愛しはぐくむ心を育て、その活動を広げるために、様々な普及・啓発活動や協働事業を展開しています。

(1) 緑化委員会・緑化協力員制度

区は、区民参加による緑化を進めるため、「緑化委員会」、「緑化協力員」の制度を設けています。緑化委員会は区長の附属機関として、区の緑化行政に対し、提言を行っています。緑化協力員（定数 100 人以内）は、それぞれの地域で自主的に緑化活動を行っています。

(2) みどりの区民会議

練馬のみどりを守り育てるための方策等を検討するため、平成 28 年 10 月に「みどりの区民会議」を設置しました。平成 29 年 10 月までに 6 回の会議が重ねられ、17 件の提案を受けました。

これらの提案を具体的な活動へつなげるために、施策化に向け、取組を進めています。

(3) 花とみどりの相談所

花とみどりの相談所はみどり豊かなまちを実現するため、みどりに関する知識を広めることを目的とし、昭和 62 年に開設しました。植物に関する相談の受付、展示会、植物観察会および寄せ植えなどの講習会を行っているほか、みどりに関わる活動をしている区民団体等に講習室の貸し出しも行っています。

また、平成 28 年 5 月には、バラの香りをテーマとした四季の香ローズガーデンが開園し、約 180 品種のバラを楽しむことができます。

平成 29 年度の相談件数は 2,169 件、講習会等の開催数は延べ 49 回、参加者は 927 人でした。

(4) 牧野記念庭園

世界的に有名な植物学者、牧野富太郎博士の住居跡を整備した庭園です。園内には博士が命名したセンダイヤ（サクラ）やスエコザサなど 300 種類以上の植物が植えられており、植物標本などを展示している記念館や、博士が研究のためにこもった書斎と書庫を当時のまま保存している鞘堂があります。記念館では、博士にまつわる植物画などの企画展も行っています。また、植物に関する相談の受付や植物観察会などの講習会も行っています。

平成 29 年度の入園者数は 28,839 人、相談件数は 587 件でした。

(5) こどもの森

こどもの森は、子どもたちが、練馬のみどりや生き物と直接触れ合う機会を提供し、練馬のみどりを愛する心を育てることを目的とした施設です。平成 23 年度から体験イ

ベントを開催しつつ整備や運営の方針について検討を進め、平成 27 年 4 月に羽沢二丁目に開園しました。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自ら考え、自由に遊べるようサポートしています。木登りや泥遊び、秘密基地づくりなどができ、虫取りや水かけ、ウメやキウイの収穫等さまざまなイベントも実施しています。

(6) 中里郷土の森

100 年以上前からある貴重な屋敷林を活かした緑地で、練馬のみどりや生き物と直接触れ合いながら学べる体験型施設として平成 29 年 3 月に開園しました。園内の森の学習棟には水槽やパネル展示などがあり、常駐の自然解説員とともに楽しく学べます。毎週日曜には園内外の自然を活用した自然体験プログラムを行っています。また、夏の夜には井戸水を活用した池と小川でヘイケボタルが観察できます(事前予約制)。

(7) 土支田農業公園

土支田農業公園は、区民が農業を体験し、みどりに興味を持ってもらうことを目的に平成 5 年に開園しました。4 月から翌年 1 月の期間で農業教室を開催し、100 世帯が野菜作りなどを学んでいます。

平成 29 年度の講習会等の開催数は延べ 61 回でした。

(8) 練馬みどりの葉っぱい基金（条例名：練馬区みどりを育む基金条例）

練馬のみどりを区民みんなで愛し育てていくために、平成 16 年 10 月に設置された基金です。この基金は、民有地の緑化の推進やみどりの普及啓発、緑化活動への助成、樹木や樹林の保全や取得などに使われます。平成 30 年 3 月末の現在高は、16 億 7,567 万円です。

基金のキャラクター「ぴいちゃん」は、平成 17 年に公募により誕生しました。ぴいちゃんは、みどりの啓発や基金の広報を目的としており、平成 24 年には「ぴいちゃんファンクラブ」を設立しました。平成 29 年度末までの会員数は 900 名です。

(9) 憩いの森等を保全・育成する活動団体の育成事業

地域の区民に憩いの森・街かどの森に親んでもらいながら、区民参加による適切な管理を進めるため、平成 28 年度から地域活動団体の育成事業を憩いの森で開始しました。

平成 29 年度は南高松憩いの森で育成事業を、西本村憩いの森で啓発事業を実施しました。

3 ふるさとのみどりを守る取組

練馬区は 23 区の中でもみどり豊かな区です。練馬のみどりを代表するものは、練馬大根やキャベツから連想される農地とそれを取り巻く雑木林や屋敷林です。しかし、高度経済成長に伴う住宅開発などが増加し、こうした土地の宅地転用が進みました。区は、ふるさとを象徴する農地や樹林地を保全するために、様々な施策を実施していま

す。

(1) 保護樹木・樹林

貴重なみどりを保護するために、所有者からの申請により、幹周りが 1.5m以上の樹木を保護樹木、面積が 300 m²以上の樹林を保護樹林に指定しています。平成 30 年 3 月 31 日現在、保護樹木は 1,222 本（うち民有の樹木 998 本）、保護樹林は 71 か所 188,162 m²（うち民有の樹林 32 か所 112,124 m²）です。

(2) 憩いの森・街かどの森

土地所有者の協力を得て、区内に残る貴重な樹林地を保全しながら、憩えるスペースとして区民に開放している施設が憩いの森・街かどの森です。それぞれの樹林の特徴を活かしながら、自然への影響を最小限におさえた整備をしています。

憩いの森は 1,000 m²以上、街かどの森は 300 m²以上 1,000 m²未満を基準としており、土地所有者と 5 年間または 20 年間の無償貸借契約を結んでいます。所有者は、契約した土地に対する都市計画税、固定資産税が非課税となります。

平成 30 年 3 月 31 日現在、憩いの森は 40 か所 92,979 m²、街かどの森は 6 か所 3,578 m²です。

(3) 特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境を守るため、都市緑地法に基づき、区内で初めての特別緑地保全地区として、平成 18 年 11 月、早宮三丁目に「早宮けやき特別緑地保全地区」を定めました。また、この屋敷林は、平成 20 年 1 月に練馬区指定天然記念物に指定されました。

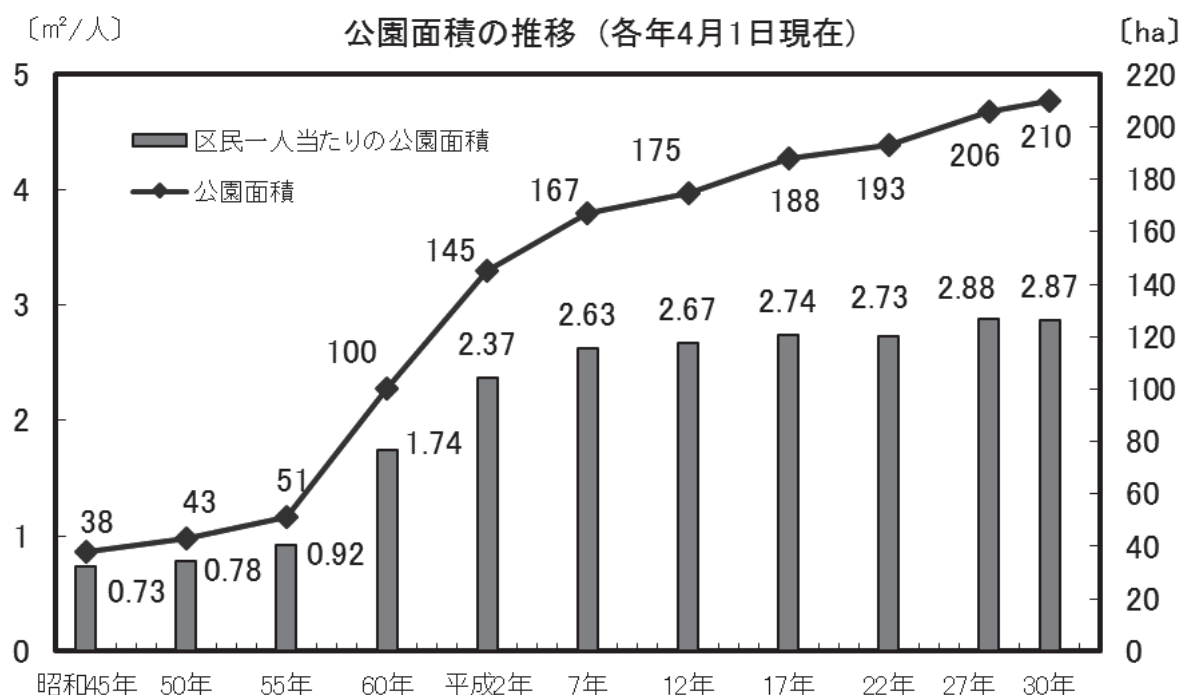
4 新しいみどりをひろげる取組

区は、日常生活における潤いのある環境をつくるために、地域で身近なみどりの核となる街区公園の整備、生け垣化などの推進、道路、河川、駅前および公共施設などの緑化に取り組んでいます。

(1) 公園整備

区内の公園、緑地や児童遊園などは、平成 30 年 4 月 1 日現在、都立公園 4 園を含め 681 園あり、その面積の合計は、2,096,566.4 m²です。区民一人当たりの公園面積は 2.87 m²で、昭和 45 年に比べると約 4 倍になっています。

練馬区立都市公園条例では、区民一人当たりの都市公園の標準面積を 5 m²と定めています。今後も地域の特性を考慮した安心して楽しめる公園整備を進めていきます。



(2) 地域の緑化

地域へみどりのアドバイザーを派遣し、街区や沿道単位での緑化の取組を支援しています。

ア みどりの協定

一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めています。平成30年3月31日現在、17地域で協定が結ばれており、区が供給した苗木を使い、地域住民によるまちの緑化が行われています。

イ みどりの街並みづくり助成事業

みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために、みどりの街並みづくり事業を実施し、民間施設の生け垣化、屋上緑化、沿道緑化および壁面緑化に要する経費の一部を助成しています。

「生け垣化助成」は、道路に面した部分の生け垣化に要する経費を助成しています。震災時の安全確保にもつながるため、ブロック塀を生け垣に作り替える際には、ブロック塀の撤去経費も助成対象としています。平成29年度は15件、総延長171mの生け垣に助成しました。

「屋上緑化助成」は、屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して助成しています。平成29年度は助成実績がありませんでした。

「沿道緑化助成」は、敷地の道路に面した部分を対象として緑化に要する経費を助成しています。緑化に要する舗装の撤去経費も助成の対象としています。平成29年度は9件、面積25m²の緑化に助成しました。

「壁面緑化助成」は、建築物の壁面を対象として緑化に要する経費を助成しています。平成29年度は助成実績がありませんでした。

ウ 「育てよう！広げよう！みどりのカーテン」事業

住宅や事業所で「みどりのカーテン」を増やすための事業です。

みどりのカーテンとは、夏の暑いときに日当たりの良い窓の外を、アサガオやゴーヤーなどのつる性の植物でカーテンのように覆うものです。植物が建物への日差しをさえぎり、エアコン使用時の電力消費を抑制するほか、葉から出る水蒸気で涼しい風を室内に呼び込み、建物や室内の温度の上昇を防ぐ働きがあります。

平成 29 年度も、「育てる」に加え「食」にも着目し PR しているほか、区民の取組を広くお知らせするために、みどりのカーテン写真コンテストを実施し、32 点の応募作品をパネル展で展示しました。

エ 練馬区独立 70 周年記念事業ガーデニングコンテスト

区内の個人宅や事業所の庭・花壇などを写真で紹介し、生活の中に花とみどりを取り入れるきっかけにさせていただくことを目的として実施しました。平成 29 年度は 36 点の応募作品をパネル展で展示し、そのうち 4 か所の個人宅のお庭を一般公開するオープンガーデンを実施しました。

オ 出生記念苗木配付

出生の記念として、申込みのあった方へ苗木を配付し、みどりに対する意識の向上および啓発を図っています。

平成 29 年度は春と秋に行い、1,561 本の苗木を配付しました。

カ 緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければなりません。

平成 29 年度は 777 件の緑化計画の事前協議がありました。

キ 樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは、区長に届出が必要です。

また、伐採したときは代替の植栽に努めるものとしています。平成 29 年度は 46 件の届出がありました。

(3) 公共施設の緑化

公共施設緑化の代表例として、区役所に毎夏設置している「みどりのカーテン」や平成 26 年に西庁舎 10 階に開設した「ハーブテラス」などがあります。

「ハーブテラス」はハーブや生け垣に適した樹木等を植栽した屋上庭園で、壁面緑化の見本展示や太陽光パネル、屋内には「環境情報コーナー」を設置し、みどりや環境に関する啓発も行っています。

平成 28 年度からは収穫したハーブを使って、ハーブティーを味わったり、ポップリなどを作ったりするイベントを開催しています。